

東近江市ブロック塀等耐震対策事業費補助金

東近江市では、地震等の災害によるブロック塀等の倒壊被害を防止するために、通学路や避難路に面するブロック塀等の撤去及び改修に対して補助を行います。

対象者は

- ・東近江市内に存するブロック塀等を所有し、撤去又は改修する者

対象となるブロック塀等

- ・コンクリートブロック、石、レンガ等を使用した組積造の塀
- ・避難路等*に面しており、倒壊による被害が避難路等に及ぶおそれがある塀
- ・高さが60cm以上の塀

※ 避難路等とは、東近江市耐震改修促進計画で位置付けている避難路や通学路などをいいます。詳しくは、建築指導課までお問い合わせください。

☆補助内容

ブロック塀等を撤去する工事及び軽量なフェンス等に改修する工事に要する費用の3分の2で千円未満を切り捨てた額を補助します。ただし、限度額は10万円です。

○ 撤去とは

ブロック塀等を全て又は高さ60cm以上の部分を取り除くことです。

○ 軽量なフェンス等とは

フェンス、板塀、生け垣(延長1m当たり2本以上連続して植えるものに限りです。)等、ブロック塀と比較して軽量なものが該当します。

〈工事の施工時には、次のことに注意をお願いします。〉

- ・建築基準法などの関係法令を遵守してください。
- ・建築基準法第42条第2項に規定する道路に面して設置する場合は、後退等の必要な措置を行ってください。

詳しくは東近江市 建築指導課 電話 0748-24-5656

I P 電話 050-5801-5656 へお問い合わせください。

○補助金申請の流れ

【事前の確認】

ブロック塀改修の計画を進める前に、補助金の状況や補助の対象となるブロック塀等に該当するかを、お問い合わせください。

※ 予算の範囲内での補助となりますので、予算がなくなり次第終了となります。



【設計・見積り】

施工業者を選定していただき、見積りをしてください。



申込期限
令和6年9月30日(月)

【お申込み】

〈受付窓口〉 都市整備部建築指導課

〈申込書類〉

- ・補助金交付申請書
- ・添付書類（位置図、配置図、概要図等、現況写真、ブロック塀のチェック表、見積書、完納証明書等、土地所有者が確認できる書類）
- ・誓約書（暴力団排除条例に関する書類）



【申請内容審査】

交付要綱に基づき、補助の対象となるかの審査を行います。

※ 審査には2～4週間が必要となります。



【決定通知】

補助の対象となることを確認した後、「補助金交付決定通知書」を交付します。



【工事施工・報告】

交付決定後、工事の契約をして工事に着手してください。工事が完了しましたら、令和7年2月28日(金)までに、「完了実績報告書」(写真及び領収書を添付)を提出してください。工事の完了を確認し、「補助金確定通知書」を交付しますので、「補助金交付請求書」を提出してください。

※ 補助金交付請求書受領後、1箇月程度で補助金が口座に振込まれます。